

板倉町地域防災計画の全面改訂について

1 改訂の主旨について

板倉町地域防災計画（以下「町防災計画」という。）は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、災害への予防対策、災害時の応急対応、災害後の復旧・復興に関する事項を定め、防災・減災対策を総合的かつ計画的に実施することにより、災害から住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、町や防災関係機関といった行政機関に加え、住民や自主防災組織、事業所など町に関わるあらゆる主体が、目的達成のために取り組むべきこと、役割などを定めています。

直近の改訂となった平成 25 年 4 月以降、全国各地で相次いで発生した風水害や地震等の大規模災害への対応や新型コロナウイルス感染症等の感染対策を踏まえた避難所運営や分散避難等の対応が必要な状況となっています。

本町においても、令和元年東日本台風（台風第 19 号）において、利根川の増水に伴う避難勧告・避難指示（当時）の発令や避難所の開設・運営など、様々な対応に迫られることとなりました。

このような状況下、本町では、令和元年東日本台風における災害対応の課題や教訓を踏まえるとともに、近年の災害を踏まえて改正された各種法令やガイドライン、上位計画等との整合を図りつつ、町防災計画をより実効性の高い計画とするため改訂しました。

2 主な改訂内容

平成 25 年 4 月の改訂以降、全国各地で発生した地震や水害など大規模災害の課題や教訓を踏まえ、災害対策基本法や水防法等が改正されたほか、災害対応に係る各種ガイドラインの更新等が行われています。また、こうした状況を踏まえ、県防災計画が見直されており、直近では令和 4 年 3 月に修正されました。

本町においても、令和元年東日本台風（台風第 19 号）の経験を踏まえた防災体制の強化とともに、これらの法改正や上位計画である国の防災基本計画、県防災計画との整合を図るため、計画の見直しを行いました。

（1）過去の災害対応を踏まえた防災体制の強化

①令和元年東日本台風（台風第 19 号）における災害対応の課題や教訓を踏まえ、広域避難への対応

・町指定避難場所だけでは、全町民の避難受入はできないため、広域避難（特に自主的広域避難）を推進することを明記しました。

②外部からの人的、物的支援を迅速かつ円滑に受け入れるための受援体制の整備

・平成 28 年熊本地震での経験を踏まえ、大規模災害発生時に国や県など外部からの応援を円滑に受入できるよう、受援体制を整備することを明記しました。

③災害ボランティア活動の支援調整

・大規模災害発生時、ボランティアによる支援を適切に受け入れるため、災害ボランティアセンターの設置について明記しました。

④適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

・平成 30 年西日本豪雨や令和元年東日本台風等頻発した水害の教訓を踏まえ、避難誘導体制の整備について明記しました。

・平成 30 年 7 月豪雨において、避難情報が発令されたにもかかわらず、避難を行わず多くの高齢者が犠牲となった経験により、「住民主体の防災への転換」が図られました。これに伴い、住民に対する防災知識の普及、理解しやすい防災情報（5 段階の警戒レベルの提供）の提供や「マイタイムライン」の作成支援について明記しました。

（２）法制度や上位計画（国の防災基本計画、県防災計画）等との整合

○ 災害対策基本法の改正や避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえた体制・防災体制の強化

① 災害対策基本法改正に基づく避難情報及び警戒レベルの運用を踏まえた見直し

・住民の早期の避難行動を促すとともに避難情報の対象を明確にするため、下表の避難情報及び警戒レベルの運用を踏まえ、利根川や渡良瀬川等の発令基準等の見直しを行いました。

【これまでの警戒レベルと避難情報】		【災害対策基本法改正後の警戒レベルと避難情報】	
警戒レベル5	災害発生情報	警戒レベル5	緊急安全確保
警戒レベル4	避難指示(緊急)	～ 警戒レベル4までに必ず避難！ ～	
	避難勧告	警戒レベル4	避難指示
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル3	高齢者等避難

② 避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務化

・個別避難計画作成が努力義務化されたことに伴い、「避難行動要支援者」及び「個別避難計画」の作成、避難支援体制の整備等について明記しました。

○ 水防法の改正を踏まえた避難体制の強化

① 水害の危険区域にある要配慮者利用施設の抽出及び避難確保計画の策定・訓練の推進

・平成28年台風第10号により岩手県の要配慮者施設が被災したことを受け、浸水想定区域内にある要配慮者施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務化となったため、この旨を明記しました。

○ その他の改訂

① 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた避難所運営等の見直し

・国が作成した「新型コロナウイルス感染症に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を踏まえ、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営について明記しました。

② 男女共同参画の視点や、女性・要配慮者への配慮を踏まえた避難所運営等の見直し

・令和3年5月に避難所における性暴力やDVの発生を防止すること等を防災基本計画に新たに盛り込んだことに伴い、女性等の視点を踏まえた避難所運営について明記しました。

③ 災害救助法の改正による、災害が発生するおそれがある段階での法適用（避難所の供与の実施）

・令和3年5月の災害救助法の改正に伴い、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる旨を明記しました。

④ 資料編の更新

・防災関係組織、避難所等の情報を更新しました。

（3）各種災害に対応した実効性ある計画体系への見直し

・各対策計画の実効性の観点から、従前の“風水害等対策編”及び“震災対策編”に存在した総則部分を切り離して、第1編 総則として新設しました。また、各対策計画内に担当課を整理することで、災害対応における役割を明確化しました。

・板倉町国土強靱化地域計画（令和4年3月策定）とも整合・調和を図り、あらゆる災害に強いまちづくりを推進するため、事故災害対策編（第4編）及び火災対策編（第5編）の新設や雪害予防について記載しました。

計画体系

